

令和8年7月10日

保護者 各位

群馬県立大間々高等学校長 今井 敬子

『奨学のための給付金（国公立）』の申請について

平素、本校の教育活動に御理解、御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、令和8年度における「奨学のための給付金」の申請について、次の説明をご覧ください。給付世帯に該当すると見込まれ、受給を希望される方は、申請手続きをお願いします。

I 奨学のための給付金（高校生等奨学給付金）とは

- ◆ すべての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高校生がいる低・中所得世帯を対象に、教科書費、教材費など、授業料以外の教育費負担を軽減するため、「奨学のための給付金」を給付する制度です。貸与型の奨学金制度とは異なり、返済は不要です。

＜令和8年度における制度改正＞

- ・ **対象世帯が拡充されました。**（詳細は、下記「II 対象世帯について」を参照）

II 対象世帯について

- ◆ 奨学のための給付金の対象となる世帯は、次のとおりです。（詳細は、別添ご案内参照）

① 生活保護世帯

② 住民税所得割が非課税の世帯

拡
充

③ **保護者等の住民税所得割の合計が100円～105,500円未満の世帯（年収270万円以上380万円未満の世帯）**

④ **保護者等の住民税所得割の合計が105,500円から182,500円の世帯（年収380万円以上490万円未満の世帯）**

※ 生徒の国籍・在留資格等で対象となる世帯の範囲が異なります。（詳細は別添ご案内を参照）。

※ 保護者等の負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、その他自己の責めに帰することのできない理由による離職など、群馬県が定める家計急変事由が発生したことで従前得ていた収入を得ることができなくなり、家計急変後の収入（所得）見込が上記の世帯相当になると見込まれる場合は、家計急変として受給できる場合があります。家計急変事由が発生した場合、速やかに学校へ相談して下さい。

III 申請手続きについて

- ◆ 奨学のための給付金を受給するには、申請が必要です。

次の配布資料を確認し、ご自身の世帯が給付対象となると見込まれ、給付を希望する方は、下記のとおり、期限までに申請手続きを行ってください。

＜配布資料＞

① 奨学のための給付金（国公立）のご案内（通常申請）

② 奨学のための給付金（通常申請）確認シート

③ 住民税所得割の確認方法

④ 高校生等奨学給付金

②～④は、スマート連絡帳で配信

【 申請方法、提出期限、提出先については、裏面をご確認ください。】

1 申請方法、提出期限、提出先

(1) オンライン申請の場合

- ① 申請方法 「ぐんま学び支援給付システム」からオンライン申請（※ 詳細はご案内を参照）
- ② 開始日時 令和8年7月8日（水）0時00分から
- ③ 申請期限 令和8年9月30日（水）（厳守）（※ 期限後は申請ができませんのでご注意ください）

※ 家計急変世帯への支援を希望する場合は、オンライン申請は利用できません。学校事務室に御連絡ください。

(2) オンライン申請ができない場合（書面で申請する場合）

- ① 申請方法 学校事務室から申請書用紙を受け取り、期限までに学校事務室へ提出してください。
- ② 提出期限 令和8年9月4日（金）（厳守）（※ 期限後は受け付けできませんのでご注意ください）

2 その他

(1) 学校口座または申請者以外の口座への振り込みについて

- ① 学校徴収金の未納がある場合
学校徴収金の未納がある場合、学校徴収金に充てる旨の委任状（様式第4号の1）を配布しますので、記入して学校へ提出してください。この場合、給付金は学校口座へ振込になります。
- ② 申請者以外の口座へ振込を希望する場合
申請者以外の口座へ振込を希望する場合、委任状（様式第4号の2）を記入し、通帳（写）と合わせて提出してください（オンライン申請の場合は、通帳と委任状を一緒に撮影し添付提出）。

(2) 振込予定

- ・ 審査の結果、支給要件を満たして給付決定となった場合、指定口座への振り込みは、12月頃を予定しています。審査状況により振り込みが予定より遅れることもありますので予めご了承ください。

申請等について御不明な点等がある場合には、
遠慮なく学校事務室までお問い合わせください。

群馬県立大間々高等学校 事務室 担当 高澤
電話：0277-73-1611